

## 物品の購入及び製造請負に係る競争契約入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、物品の購入及び製造請負契約について、清水町が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札の辞退)

第2条 指名競争入札に参加する指名の通知「入札執行について（入札執行について（通知）」を受けた者が、入札参加を辞退しようとするときは、理由を記入した入札辞退（様式第1号）により指名の通知に記載された期限までに必ず提出しなければならない。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。
- (3) 令第167条の5第1項の規定により町長が定める資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第4条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証ある証券
- (2) 町長が確実と認める社債
- (3) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手

2 前項各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価額が額面と異なるときは発行価額）の8割に相当する額とする。

3 入札保証金を記名債券をもって代用する場合には、売却承諾書及び白紙委任状を添付しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第5条 入札参加者は、町を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合には、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、仕様書、設計書及び図面見本その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面見本等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札)

第7条 入札書(様式第2号)により作成し、封印のうえ、表面に「入札番号、何々件名入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所及び氏名を記載して公告又は指名通知に示した日時及び場所において提出しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

3 第1項の規定については、郵送を認めない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第9条 入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が1人の場合には、入札の執行を取りやめる。

2 開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

3 入札書を提出した者が1人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。

(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせる。

(入札の無効)

第11条 次の各号の一つに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 入札保証金が規定の額に不足する者のした入札

(3) 委任状を持参しない代理人のした入札

(4) 所定の日時、場所に提出しない入札

(5) 記名押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(8) 談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

(9) 同一事項の入札について、2以上を入札した者の入札

(10) 同一事項の入札について自己のほか、他人の代理を兼ねて入札した者の入札

(11) 同一事項の入札について2人以上の代理をした者の入札

(12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(落札者の決定)

第12条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第13条 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第11条第1号から第4号及び第8号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 再度入札において、入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札会場へ提出すること。

(再度入札の入札保証金)

第14条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない町職員にくじを引かせる。

(入札結果の通知)

第16条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

2 前条の規定による入札結果については、入札結果表(様式第3号)により総務課長の合議を経て町長の決裁を受けなければならない。

(契約の締結)

第17条 落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に、契約書(様式第4号)を作成して契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

2 落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

3 前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第18条 契約書の作成を省略する場合は、請書(様式第5号)を徴する。この場合においては、前条を準用する。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあつては、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。ただし、予定価格が5千万円以上の契約については、清水町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和39年条例第16号)の定めるところにより、議会の議決があったときに当該契約が成立する。

(入札保証金の返還)

第20条 入札保証金(これに代る担保を含む。)は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者に対しては当該契約を締結した際に返還する。

(契約保証金)

第21条 落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。

(1) 落札者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。

(2) 公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(異議の申立)

第22条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、見本及び契約書式についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(準用)

第23条 この規定は、随意契約について準用する。この場合において「入札」とあるのは、「見積書」と読み替えるものとする。